

別紙－10

年月日	件名	発信者 → 受信者	備考
H5.3.1	肥培かんがい試験圃場の設置及び運営に関する覚書き	国 - 自治体 - 農家代表	①
H5.3.30	土地使用賃借契約書 (平成17年3月31日まで)	国 - 農家代表	②
H7.3.27	試験圃場施設の使用申請書 (平成17年3月31日まで)	利用組合 → 自治体	③
H7.3.28	試験圃場施設(仮設物)の使用申請書 (平成17年3月31日まで)	自治体 → 国	④
H7.3.30	試験圃場施設の使用について	国 → 自治体	⑤
H7.3.30	試験圃場施設(仮設物)の使用に係る管理協定書	国 - 自治体	⑥
H7.3.31	試験圃場施設の使用に関する承認について	自治体 → 利用組合	⑦
H9.12.1	試験圃場構成員の変更承認申請について	利用組合 → 自治体	⑧
H9.12.1	試験圃場構成員の変更承認申請について	自治体 → 国	⑨
H9.12.3	試験圃場構成員の変更承認について	国 → 自治体	⑩
H9.12.3	試験圃場構成員の変更承認について	自治体 → 利用組合	⑪

肥培かんがい試験圃場の設置及び運営に関する覚書き

肥培かんがい試験圃場の設置及び運営にあたり、工事の内容、方法、費用等について、次のとおり覚書きを交換する。

(工事の内容等)

第1条 工事の内容及び予定工期は、別紙記載のとおりとする。

(調査内容及び期間)

第2条 肥培かんがい施設導入により、これまでの営農との比較ができるよう、次の調査を行う。

- イ 土壌調査
- ロ スラリー性状調査
- ハ 肥料節減量調査
- ニ 収量調査
- ホ 維持管理費用調査
- ヘ 曝気試験（運転記録、温度変化、臭気変化、PHなど）

2 3戸の農家は各種調査に協力するものとする。

3 試験期間は3戸の全施設完了後、10年間を目途とする。

(施設用地の取扱い)

第3条 施設用地は、当分の間無償で使用賃貸借を行い、札内川第2地区着工後において、買収及び区分地上権の設定等を行うものとする。

(財産の取扱い)

第4条 施設は試験的なものであることから、仮設物として仮設台帳に記載し、その管理者は十勝南部農業開発事業所長とする。

2 札内川第2地区着工後は、公共用財産（土地改良財産）への編入手続きを行う。

(施設の管理)

第5条 試験期間中は事業所長が更別村に当該施設の管理を委託するも

のとし、更別村は、施設管理組合と施設使用契約を締結し施設の使用及び管理をさせるものとする。

2 札内川第2地区かんがい排水事業完了後においては、土地改良法に基づき更別村が譲与管理を行うこととなる。しかし、施設の利用実態は各農家で使用することから、管理者である更別村と関係農家が構成する管理組合との間で、使用管理契約を締結し使用させるものとする。

(管理費用の負担)

第6条 バンクリーナー・除塵機・曝気ポンプ等の電気料金については、各農家が負担するものとする。

2 各種調査・試験については調査結果及び試験データの記録等については、開発建設部（試験機関）が更別村に一部業務の委託を行い、更に更別村から施設管理組合に委託することとし、これに要する費用は試験機関が負担する。

3 肥培かんがい試験期間中の機械器具等の維持補修等に要する費用は、試験機関が負担する。

(事業完了後の負担金)

第7条 試験期間終了後、耐用年数が経過した機器（バンクリーナー・除塵機・曝気ポンプ等）、又は償却した機器の地元負担金は、自治体負担とし、受益農家の負担とならないものとする。

ただし、札内川第2地区着工後、継続して施設を使用する場合において、更新した施設の費用負担は、各受益者負担とする。

(施設の変更)

第8条 試験期間中において、使用機械器具類の変更を行う場合がある。

2 試験期間中において、牛舎構造の変更を行う場合は、これに対応した糞尿処理施設への変更を行う。この場合、個人的施設を除き施設改造に係る費用及びこれに伴う地元負担金については、前条負担内容とする。ただし、試験期間が終了後において、札内川第2地区かんがい排水事業が継続中の場合は、5%の個人負担で事業の施工が可能である。

(試験期間終了後の取扱い)

第9条 試験期間が終了後しても、施設は継続して使用できる。

2 継続使用しなくなった場合は、共同調整槽などの地上に出ている邪魔になる施設については撤去し、バンクリーナーは元に戻す事とする。

(その他)

第10条 この覚書に関し疑義が生じた場合またはこの覚書に定めのない事項については、関係者が協議して定めるものとする。

2 この覚書に記載のない詳細な事項については、これまでの打合わせ結果を尊重するものとする。

この覚書を証するため、本書3通を作成し、記名押印のうえそれぞれ、その1通を保有する。

平成 5 年 3 月 1 日

帯広開発建設部

十勝南部農業開発専業所長

更別村役場施設課長

試験圃場農家代表

(別紙)

1 工事の内容

区分	施工ヶ所	工事概要
個別施設	河西郡更別村■■■■■ ■■■■■ 農場	貯溜槽の改造 バンクリーナーの改造 堆肥盤の改造及び部分 屋根掛け
	河西郡更別村■■■■■ ■■■■■ 農場	除塵機の設置 曝気槽
	河西郡更別村■■■■■ ■■■■■ 農場	パドックを含めた環境 整備 圃場内配管及び給水栓
共同施設	■■■■■ 所有地	集中調整槽（調整槽・ 稀釈槽）
	河西郡更別村■■■■■ ■■■■■	連絡管路 井戸（稀釈水に使用）

2 予定工期

平成5年2月から平成7年3月を目途とするが、予算額により
変更もありうる。

土地 使用 貸借 契約 書



借受人である帯広開発建設部十勝南部農業開発事業所長（以下「甲」という。）と貸付人である[REDACTED]（以下「乙」という。）とは、土地の使用貸借について、次のとおり契約を締結する。

（使用貸借物件）

第1条 乙は末尾記載の土地（以下「本物件」という。）を無償で甲に貸し付ける。

（用途）

第2条 甲は、本物件を国営かんがい排水事業「札内川第一地区」の試験圃場施設のうち、取水及び配水ポンプの施設用地として使用するものである。

（使用貸借期間）

第3条 使用貸借期間は、平成17年10月31日までとする。
 使用貸借期間は、別に定める試験圃場施設（仮設物）使用契約書にあるとおりとする。

（使用上の責任）

第4条 乙は、甲の同意を得ないで本物件を掘削したり、または形質を変更したりすることにより、施設の安全管理上支障を及ぼしてはならない。

（権利義務の継承）

第5条 乙は、使用貸借期間内に本物件を第三者に譲渡するときは、あらかじめその旨を甲に通知するとともに、当該第三者にこの契約に定める乙の権利及び義務を継承させなければならない。

（物件の返還）

第6条 使用貸借期間が終了したときは、甲は支障となる施設を撤去し、用地を元の状態に復元し返還するものとする。

（公租公課の負担）

第7条 乙は、本物件に賦課される公租公課等を負担するものとする。

（損害賠償）

第8条 甲は、その責めに帰する理由により、本物件の全部または一部を滅失もしくは損傷したときは、当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として乙に支払わなければならない。
 2 乙は、その責めに帰する理由により、甲の施設の全部または一部を滅失、もしくは損傷したときは、当該施設の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（違約の費用）

第9条 この契約の締結に要する費用は、甲の負担とする。

（契約に定めない事項）

第10条 この契約に定めない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙第協議のうえ、定めることとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成17年10月31日

分任契約担当官

住所 帯広開発建設部 十勝南部農業開発事業所長

甲 氏名 [REDACTED]

住所 河西郡更別村 [REDACTED]

乙 氏名 [REDACTED]

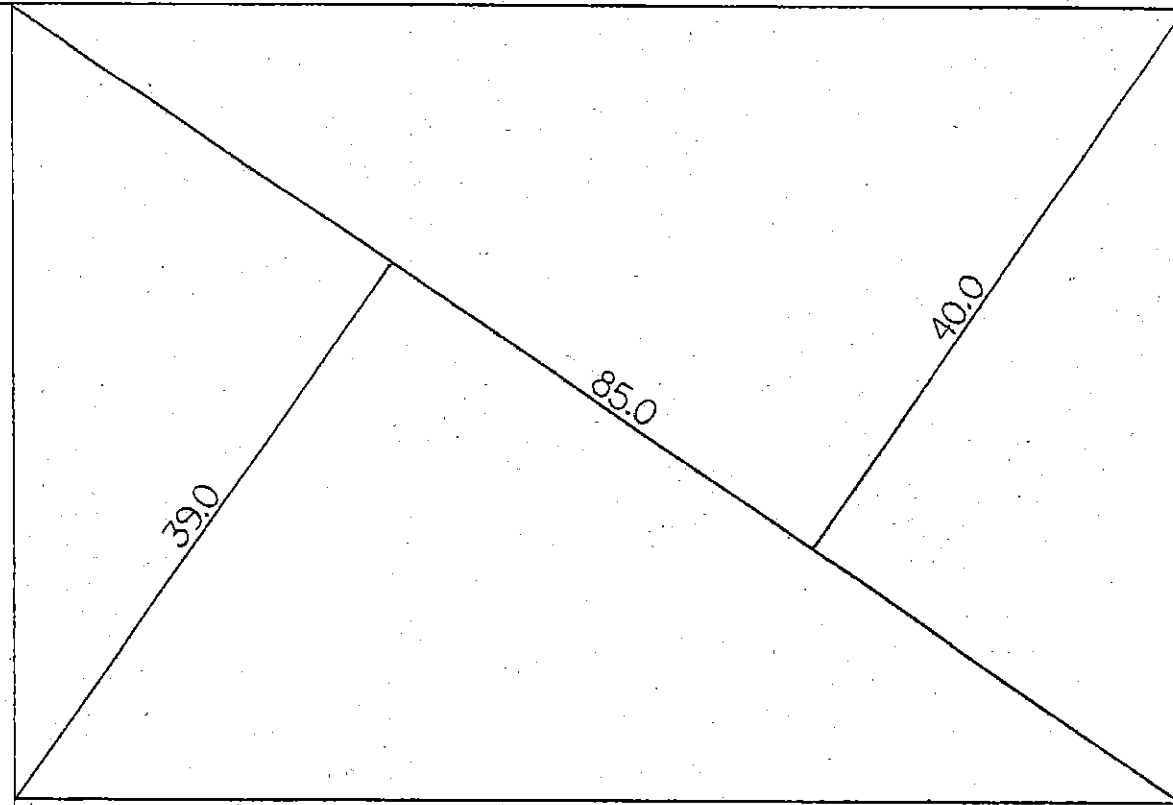
（本物件の表示）

所	在	地番	地目	地積
河西郡更別村	[REDACTED]	[REDACTED]	畑	3357.5 m ²

求積図

共同施設

1:500



$$85.0 \times 40.0 \times 1/2 = 1700.0$$

$$85.0 \times 39.0 \times 1/2 = 1657.5$$

$$3357.5 \text{ m}^2$$

更別試験圃場

村 長	副 長	課 長	主 査	係	合 議

試験圃場施設の使用申請書

平成7年3月27日

更別村長 [redacted] 様

更別村肥培かんがい試験圃場利用組合

[redacted] 帯広開発建設部が造成した肥培かんがい試験圃場の肥培かんがい施設を下記により使用したく申請します。

記

- 1 所 在 河西郡更別村 [redacted]
- 2 名 称 札内川第二地区 試験圃場施設 (内訳は別紙のとおり)
- 3 使用目的
更別村における肥培かんがい効果の実証と肥培かんがい技術の確立及び啓蒙普及
- 4 使用 者
更別村肥培かんがい試験圃場利用組合
代 表 [redacted] 他2名
- 5 使用期間
承認された日より平成17年3月31日まで



(別表～使用申請施設の表示)

施設名	規模・構造	単位	数量	備考
○共同施設				
調整槽	スラリーストア 容量 1,654 m^3 (ϕ 21.93 m ×H4.68 m)	基	2	機械設備含む
曝気希釈槽	鉄筋コンクリート 容量 304 m^3 (ϕ 11.00 m ×H4.40 m)	基	1	機械設備含む
貯水槽	コルゲート水槽 容量 32 m^3 (ϕ 4.00 m ×H3.10 m)	基	1	機械設備含む
調査測定用配管		式	1	
電気設備	管理棟	式	1	電気設備含む
雑工(新工)	井戸口径 100 mm L=30 m 水中モーターポンプ 40A 1.1KW	式	1	機械設備含む
○圃場配管				
圃場配管 (雄雄 A, B, C) (雄雄) (バルブボックス)	VV管 100A~125A ϕ 125 ~ L=666 m ϕ 100 ~ L=2,754 m バルブボックス~4か所	m (箇所) (箇所) (箇所)	6,888 (66) (14) (5)	
○個人施設				
除塵施設	鉄筋コンクリート 容量 146 m^3 (15.2 × $L10.0$ × $H2.8$)	基	1	機械設備含む
貯留槽	鉄筋コンクリート 容量 155 m^3 (16.3 × $B8.2$ × $H3.4$)	基	1	機械設備含む
曝気槽	鉄筋コンクリート 容量 168 m^3 (ϕ 7.50 m × $H4.70$ m)	基	1	機械設備含む
場内配管		式	1	
環境設備	堆肥盤整備 (289 m^2)	式	1	
電気設備		式	1	電気設備含む
除塵施設	鉄筋コンクリート 容量 15 m^3 (13.4 × $L4.1$ × $H1.4$)	基	1	機械設備含む
貯留槽	鉄筋コンクリート 容量 155 m^3 (16.3 × $B8.2$ × $H3.4$)	基	1	機械設備含む
曝気槽	鉄筋コンクリート 容量 168 m^3 (ϕ 7.50 m × $H4.70$ m)	基	1	機械設備含む
場内配管		式	1	
環境設備	堆肥盤整備 (2,275 m^2)	式	1	
電気設備		式	1	電気設備含む

施設名	規模・構造	単位	数量	備考
除塵施設	鉄筋コンクリート 容量 15m ³ (W3.4×L4.1×H1.4)	基	1	機械設備含む
貯留槽	鉄筋コンクリート 容量 144m ³ (W6.3×B7.6×H3.4)	基	1	機械設備含む
曝気槽	鉄筋コンクリート 容量 155m ³ (φ7.50m×H4.40m)	基	1	機械設備含む
場内配管		式	1	
環境設備	堆肥盤整備 (2,038m ²)	式	1	
電気設備		式	1	電気設備含む

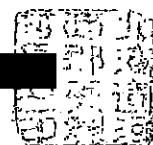
試験圃場施設（仮設物）の使用申請書

平成7年3月28日

帯広開発建設部十勝南部農業開発事業所

所長 [REDACTED] 様

更別村長 [REDACTED]



札内川第二地区に造成した肥培かんがい試験圃場の肥培かんがい施設（仮設物）を下記により使用したく申請します。

記

- 1 使用する施設の範囲
更別村 [REDACTED] に造成された試験圃場施設一式（別表のとおり）
- 2 使用の用途又は目的
札内川地域における肥培かんがい効果の実証と肥培かんがい技術の確立及び啓蒙普及
- 3 使用する者の氏名
更別村（担当：施設課）
- 4 使用期間
承認された日より平成17年3月31日まで

(別表～使用申請施設の表示)

施設名	規模・構造	単位	数量	備考
○共同施設				
調整槽	スラリーストア 容量 1,654 ^m ³ (φ21.93 ^m ×H4.68 ^m)	基	2	機械設備含む
曝気希釈槽	鉄筋コンクリート 容量 304 ^m ³ (φ11.00 ^m ×H4.40 ^m)	基	1	機械設備含む
貯水槽	コルゲート水槽 容量 32 ^m ³ (φ4.00 ^m ×H3.10 ^m)	基	1	機械設備含む
調整池及び配管		式	1	
電気設備	管理棟	式	1	電気設備含む
雑工(井戸)	井戸口径 100 ^{mm} L=30 ^m 水中モーターポンプ 40A 1.1KV	式	1	機械設備含む
○圃場配管				
圃場配管 (鉄線 A, B, C) (鉄線) (バルブボックス)	VV管 100A～125A φ125 ~ L=666 ^m φ100 ~ L=2,754 ^m バルブボックス～4か所	m (箇所) (箇所) (箇所)	6,888 ^m (66) (14) (5)	
○個人施設				
除塵施設	鉄筋コンクリート 容量 146 ^m ³ (φ5.2×L10.0×H2.8)	基	1	機械設備含む
貯留槽	鉄筋コンクリート 容量 155 ^m ³ (φ6.3×B8.2×H3.4)	基	1	機械設備含む
曝気槽	鉄筋コンクリート 容量 168 ^m ³ (φ7.50 ^m ×H4.70 ^m)	基	1	機械設備含む
場内配管		式	1	
環境設備	堆肥盤整備 (289 ^m ²)	式	1	
電気設備		式	1	電気設備含む
除塵施設	鉄筋コンクリート 容量 15 ^m ³ (φ3.4×L4.1×H1.4)	基	1	機械設備含む
貯留槽	鉄筋コンクリート 容量 155 ^m ³ (φ6.3×B8.2×H3.4)	基	1	機械設備含む
曝気槽	鉄筋コンクリート 容量 168 ^m ³ (φ7.50 ^m ×H4.70 ^m)	基	1	機械設備含む
場内配管		式	1	
環境設備	堆肥盤整備 (2,275 ^m ²)	式	1	
電気設備		式	1	電気設備含む

施設名	規模・構造	単位	数量	備考
除塵施設	鉄筋コンクリート 容量 15m ³ (W3.4×L4.1×H1.4)	基	1	機械設備含む
貯留槽	鉄筋コンクリート 容量 144m ³ (W6.3×B7.6×H3.4)	基	1	機械設備含む
曝気槽	鉄筋コンクリート 容量 155m ³ (φ7.50m×H4.40m)	基	1	機械設備含む
場内配管		式	1	
環境設備	堆肥盤整備 (2.038m ²)	式	1	
電気設備		式	1	電気設備含む

平成7年3月30日

更別村長 [REDACTED] 様

分任物品管理官
十勝南部農業開発事業所長 [REDACTED]



試験圃場施設の使用について

記

平成7年3月28日付で申請のあった更別村 [REDACTED] の試験圃場施設の使用について承認
します。ついては、この件の施設使用に係る管理協定を締結したく、別紙の協定書を2部
送付するので異議がなければ記名押印のうえ、1部返送されたい。

試験圃場施設（仮設物）の使用に係る管理協定書

（管理一般）

第1条 更別村長 []（以下「使用者」という。）は、帯広開発建設部十勝南部農業開発事業所長 []（以下「所長」という。）から使用許可を得た施設の使用及び管理につき、別に定める試験圃場施設（仮設物）使用契約書に定めるほか、この協定書に基づき施設の維持管理に万全を講ずるものとする。

第2条 使用者は、使用する施設運営の適正化を図るため、施設利用者で構成する更別村肥培かんがい試験利用組合に施設の管理及び運営を委託できるものとする。

（維持保存）

第3条 使用者は、施設に水害、火災、盗難及び損壊その他施設の管理上、支障となる事故が発生したときは、ただちに施設保全のための必要な措置を講じなければならない。

第4条 使用者は、前項の場合であって損害が特に重大と認めるときは、遅滞なく所長にその状況を報告するものとする。

第5条 使用者は、かんがい期終了後に散水管路、散布栓を点検し、冬期間の凍結による破損を防止するため、水抜きを実施するものとする。

第6条 施設使用期間中であっても、所長が必要と認めるときは、使用者と協議のうえ、施設の変更を行うことがある。

（管理の運用）

第7条 使用者は、施設の機能を阻害する行為等本来の目的以外に使用することを厳重に禁止しなければならない。ただし、施設の用途又は目的を妨げない限度において所長の承認を受けた場合は、この限りでない。

（維持管理経費）

第8条 施設の利用にかかる電気料金については、利用する組合側が負担するものとする。

第9条 該当する圃場内において建設部が実施する各種試験、調査にかかる費用については、建設部が負担する。

（施設用地）

第10条 施設の利用者の土地に設置される散布栓及び圃場配管にかかる用地については、施設設置の目的をかんがみて無償貸借とする。

2 共同施設となる利用施設にかかる用地については、別に定める契約書のとおりとする。

第11条 使用期間が満了した場合、本工事の施工もしくは営農の支障となる事象が発生し、施設を撤去するときは、建設部が、それにかかる用地を元の状態に復元した後、土地所有者に返還するものとする。

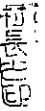


（その他）

第12条 この協定に関し疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、関係者が協議して定めることとする。

第13条 この協定書に記載のない詳細な事項については、これまでの打合わせ結果を尊重するものとする。

上記協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。



平成7年3月30日

分任物品管理者 帯広開発建設部
十勝南部農業開発事業所長 []



更別村長 []



(別表～使用申請施設の表示)

施設名	規模・構造	単位	数量	備考
○共同施設				
調整槽	スラリーストア 容量 1.854m ³ (φ21.93m×H4.68m)	基	2	機械設備含む
曝気希釈槽	鉄筋コンクリート 容量 304m ³ (φ11.00m×H4.40m)	基	1	機械設備含む
貯水槽	コルゲート水槽 容量 32m ³ (φ4.00m×H3.10m)	基	1	機械設備含む
調整池		式	1	
電気設備	管理棟	式	1	電気設備含む
雑工(排水)	井戸口径 100mm L=30m 水中モーターポンプ 40A 1.1kW	式	1	機械設備含む
○圃場配管				
圃場配管 (排水 A, B, C) (排水) (バルブボックス)	YY管 100A~125A φ125 ~ L=666m φ100 ~ L=2,754m バルブボックス~4か所	m (数量) (数量) (数量)	6,888 (86) (14) (5)	
○個人施設				
除塵施設	鉄筋コンクリート 容量 146m ³ (φ5.2×L10.0×H2.8)	基	1	機械設備含む
貯留槽	鉄筋コンクリート 容量 155m ³ (φ6.3×H8.2×H3.4)	基	1	機械設備含む
曝気槽	鉄筋コンクリート 容量 168m ³ (φ7.50m×H4.70m)	基	1	機械設備含む
場内配管		式	1	
環境設備	堆肥整置槽(289m ³)	式	1	
電気設備		式	1	電気設備含む
除塵施設	鉄筋コンクリート 容量 15m ³ (φ3.4×L4.1×H1.4)	基	1	機械設備含む
貯留槽	鉄筋コンクリート 容量 155m ³ (φ6.3×H8.2×H3.4)	基	1	機械設備含む
曝気槽	鉄筋コンクリート 容量 168m ³ (φ7.50m×H4.70m)	基	1	機械設備含む
場内配管		式	1	
環境設備	堆肥整置槽(2.275m ³)	式	1	
電気設備		式	1	電気設備含む

施設名	規模・構造	単位	数量	備考
除塵施設	鉄筋コンクリート 容量 15m ³ (φ3.4×L4.1×H1.4)	基	1	機械設備含む
貯留槽	鉄筋コンクリート 容量 144m ³ (φ6.3×H7.6×H3.4)	基	1	機械設備含む
曝気槽	鉄筋コンクリート 容量 155m ³ (φ7.50m×H4.40m)	基	1	機械設備含む
場内配管		式	1	
環境設備	堆肥整置槽(2,038m ³)	式	1	
電気設備		式	1	電気設備含む

長	助 役	課 長	課長補佐	係 長	主 査	係	合 議

言のこし 承認 よろしく

平成7年3月31日

更別村肥培かんがい試験圃場利用組合
代 表 [redacted] 様

更別村長 [redacted]

試験圃場施設の使用に関する承認について

記

平成7年3月27日付で貴組合より使用申請のあった、更別村 [redacted] の試験圃場施設の使用について、同施設の管理者である帯広開発建設部十勝南部農業開発事業所長の承認が得られたので、本件を承認する。

ただし、試験圃場施設の使用にあたっては、別紙の「試験圃場施設（仮設物）の使用に係る管理協定書」（写）を締結したので、この協定書の趣旨を踏まえ、使用施設の維持管理に万全の措置を講ずることを条件として使用を承認することを申し添える。

平成9年12月1日

更別村長 [REDACTED] 様

更別村肥培かんがい試験圃場利用
代表 [REDACTED]

試験圃場構成員の変更承認申請について

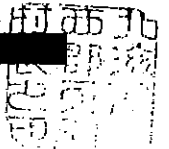
肥培かんがい試験圃場の設置及び運営に関する覚書き第2条第2項に記載されている農家3戸については、構成員である [REDACTED] が死亡につき離農したため1戸減となりますので承認方よろしくお願ひします。

なお、試験圃場施設の使用にあたっては、覚書きの趣旨を踏まえ、使用施設の維持管理に万全の措置を講ずることを条件としますので申し添えます。

平成9年12月1日

帯広開発建設部十勝南部農業開発事業所
所長 [REDACTED] 様

更別村長 [REDACTED]



試験圃場構成員の変更承認申請について

肥培かんがい試験圃場の設置及び運営に関する覚書き第2条第2項に記載されている農家3戸については、構成員である[REDACTED]が死亡につき離農したため1戸減となりますが、その場合でも農家戸数2戸、100畝以上を有しておりますので変更について承認方よろしく申し上げます。

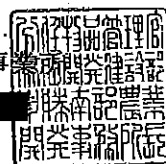
なお、試験圃場施設の使用にあたっては、覚書きの趣旨を徹底し、使用施設の維持管理に万全の措置を講ずることを条件としますので申し添えます。

村長	副村長	課長	課長補佐	係長	主査	係	合議

平成9年12月3日

更別村長 [redacted] 様

帯広開発建設部十勝南部農業開発事業所 所長 [redacted]



件名

試験圃場構成員の変更承認について

記

平成9年12月1日付で申請のあった更別村 [redacted] の肥培かんがい試験圃場施設の試験

圃場構成員の変更申請（3戸を2戸に変更）について同意する。

村長	課長	課長補佐	係長	主査	係	主任

平成9年12月3日

更別村肥培かんがい試験圃場利用組合

代表 XXXXXXXXXX 様更別村長 XXXXXXXXXX

試験圃場構成員の変更承認について

記

平成9年12月1日付で貴組合より申請のあった試験圃場構成員の変更承認申請について同施設の管理者である帯広開発建設部十勝南部農業開発事業所長より同意が得られたので、本件を承認する。

ただし、試験圃場施設の使用にあたっては、覚書きの趣旨を踏まえ、使用施設の維持管理に万全の措置を講ずることを条件として承認する。